

新しい環境基本計画の在り方に関する意見募集結果（化学物質対策関連）

中央環境審議会総合政策部会は、平成17年7月19日、「第3次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間取りまとめ）」を公表し、8月31日までの間、国民の意見を募集した。

寄せられた25件の意見のうち、化学物質対策に関連する個別的な意見4件を以下に示す。なお、予防的アプローチに関する意見等、化学物質対策以外の分野にも関わる一般的な意見については、総合政策部会において総合的な観点から検討すべきと考えられるため、ここでは除外した。

意見 1

第二次環境基本計画の策定以降、地球温暖化対策推進大綱の策定、京都議定書の締結などによる地球温暖化対策の推進、循環型社会形成推進基本計画の策定など廃棄物・リサイクル対策の推進、PRT制度の施行などの化学物質対策の推進、など、多くの分野において国の施策に進展が見られました。しかし、この施策は国民に十分伝わっていません。以下の点を今後の第三次基本計画で推進できるようご検討ください。

（中略）

2. 「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」

・有害化学物質等の河川、湖沼のモニタリング、調査研究の継続とネットワーク作りが必要です。

3. 「化学物質の環境リスクの低減」

・適切なコミュニケーションの必要性和、できるだけ幅広い情報をわかりやすく提供し、情報へのアクセス機会を増やす必要があると考えます。

・必要に応じ、どの程度の不確実性があるのかも含めてそれぞれの時点において得られる最大限の情報を基にした予防的な方策を講じる必要があります。

・科学的知見の向上や新たな事実の判明に伴い、説明責任を果たしてください。

（後略）

意見 2

（前略）

技術に関しては、過去にPCBやフロンなどの化学物質開発が環境破壊をもたらした例などを踏まえ、新しい技術のアセスメントを制度化すべきです。

(後略)

意見3

第二次環境基本計画の策定以降、多くの分野において国の施策に進展が見られました。また、そのなかでも、PRTR制度施行などの化学物質対策に新しい視点を入れ、様々な努力もされています。しかし、他の分野と違い、この施策は、専門家、研究者以外には身近な問題でないと考えられるためか、国民に十分に理解されているとは言いがたい状況です。化学物質に関する施策推進のため、第三次基本計画では、下記の点をさらに推進してください。

1. 官民協力した、有害化学物質等の河川、湖沼のモニタリング、調査研究のネットワーク
2. 適切なコミュニケーションの必要性と、できるだけ幅広い情報の提供
3. 必要に応じ、どの程度の不確実性があるのかも含めて、それぞれの時点において得られる最大限の情報を基にした、予防的な方策
4. 科学的知見の向上や新たな事実の判明に伴った、説明責任
5. 国民や民間の各種組織が、持続可能な社会づくりの観点から十分な参加・参画ができるようにしていくための仕組みづくり。そのための、人材の確保
6. 環境の観点から持続可能性を高めていくためには、環境に関わる情報が豊富に存在し、十分に活用される必要があり、国民や民間の各種組織が有する情報と行政が有する情報がお互いにとって活用しやすい状態
7. 世界的に持続可能な社会づくりが適切かつ効率的に進められるように、国際ルール策定などへの積極的な参画

以上

意見4

1. 商業的に利用されているすべての化学物質は、最終的に環境に出てくることを確認すること。したがって、現在幾つかの法律で別々に管理されている化学物質を、その製造段階から管理を一元化する必要がある。化学物質は、医薬品、獣医薬品、農薬（殺虫剤、除草剤、殺鼠剤、殺菌剤）、抗生物質、ホルモン剤、サプリメント類、工業化学品、化粧品、洗剤、食品添加物（保存剤、改質剤、着色・発色剤）、高分子材料（プラスチック、繊維、接着剤、展着剤、粘着剤）など多岐にわたる。たとえば、同じ化学物質が食物の生育段階で用いられれば農薬あるいは獣医薬品（サプリメントもある）とよばれ、食品加工段階で用いられれば食品添加物と呼ばれるが、直接あるいは環境経由で間接的に曝露される消費者にとっては、その区別は意味がない。まず、環境省の下に管理の一元化を図り、その下に用途による効能のメリットと曝露によるデメリットの議論を行うスキームが望ましい。この各スキームに従来の体制を生かせばよい。

2. 一元化管理を可能にする第一段階として、商品名を主成分名に近づけることが必要。管理は一人行政がすることではなく、製造・加工業者と消費者の行動とともに進んでいくものであるから、商品名が化学物質を表していなければ流通の下方に行くほど、管理への参加が困難になる。国民が自衛のための消費行動をしようとしても、最も主要な情報である商品名に主成分をイメージさせる名前がついていなければ、まず行動を起こすことができない。虫眼鏡が要るような細かな字の成分表示よりも、まず商品名の改善が求められる。

3. 一元化管理であろうとなかろうと、化学物質を管理していると宣言できる状態とは何かを、定義する必要がある。現在の状態は到底管理しているとは言い難い。事が起こった後で、その物質に関する毒性の研究やモニタリングやリスク評価を行っているだけである。事が起こっていない物質は放置されているが、本当に事が起こっていないかどうか、誰も知らない。万という種類の化学物質を利用しながら、その特性を把握しているのはせいぜい数百種類であろう。詳細リスクに至っては世界でも数十種類と言われている。このような状態を「管理している」と言えるのかどうか、議論するよう求める。

4. 「管理している」と言えるためには、マンパワーや資金に対応して総数を制限する必要があると思う。医薬品に例をとれば、一つの効能に数十種の商品があり、数を制限するというコンセプトが無いために、事実上無数の商品が生まれる素地を作っている。しかし、それらを医師が使いこなすことすら出来そうにもないほど多くの医薬品が存在する必要があるのだろうか。国民の立場からすれば、これは非常に憂慮すべき状態である。そこで、国としては、一つの効能に対して許可する薬品の数を制限することが適当であろう。よりよい薬品が生まれたならば審議会にかけて従前のものとの比較を行い、

トータルにみて本当により良いと判断されれば、従前のものと入れ替えればよい。このようなことは、医薬品以外の分野でも可能である。このようにしなければ「管理している」とはとても言えない。市場の原理を働かせればすべてうまく行くという主張があるが、市場は市場、国の管理は管理で、立場が異なる。国民の安全、健康に責任をもつべき国は管理原則を一体どこに置くのか、国民的議論を起こすよう求める。

以上。